新潟市長浦地区通学費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市長浦地区に住所を有する生徒の積雪等のある間における保護者の負担 軽減を図るため、予算の範囲内で通学に要する費用の一部を補助することを目的とし、その交付に 関しては、新潟市補助金等交付規則(平成16年3月30日規則第19号)に定めるもののほか、 この要綱に定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保護者 親権を行使するもの、未成年後見人その他教育長が認めるものをいう。
 - (2) 積雪等のある間 12月から翌3月をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、長浦地区に居住し、公共交通機関を利用して通学する生徒の通学定期券を購入する保護者であり、教育長が認めたものとする。

(補助期間及び補助額)

第4条 補助期間は、積雪等のある間とする。補助額は、通学定期券の購入費に2分の1を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請兼実績報告書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を、学校長を経由して教育長に提出するものとする。
- 2 学校長は、受理した申請書の内容を審査した後、対象者報告書(別記様式第2号)を作成し、申 請書とともに教育長に送付するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定の通知)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、補助金交付(不交付)決定兼確定通知書 (別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 教育長は、前条による額の確定を行ったときは速やかに補助金を交付するものとする。

(変更の報告)

第8条 補助金交付対象生徒が転出あるいは通学方法を変更した場合は、保護者はその旨を異動報告書(別記様式第4号)により、学校長を経由して教育長に報告しなければならない。

(補助決定の取り消し等)

第9条 教育長は、申請者が虚偽又は不正な行為により補助金の交付を受けたときは、その補助の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

(宛先) 新潟市教育長

申請者(保護者) 住所 氏名

補助金交付申請兼実績報告書

新潟市長浦地区通学費補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

	生徒名			学 年	
住所		□申請者と同じ(省略可) □申請者と別居(要記入)			
利用交通機関			最寄のバス停名		
補助申請期間		4	∓12月 ∼	年3月	1
補助申請額			金	円	
振込先	金融機関名	銀行 信金信組 農協 労金	本支店名	本店・	支店
	口座	普通預金	口座名義人	(フリカ゛ナ)	
		当座預金	(保護者)		
	口座番号				

添付書類:通学定期券の写し(コピー)を添えて申請してください。

年 月 日

(宛先) 新潟市教育長

新潟市立 学校長

対象者報告書

新潟市長浦地区通学費補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり報告します。

記

番号	申請者(保護者)名	住所	生徒名	補助申請額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				

年 月 日

様

新潟市教育長 印

補助金交付(不交付)決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった補助額については、次のとおり交付決定及び額の確定をしたので新潟市長浦地区通学費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1. 交付決定額 <u>金</u> 円
- 2. 交付済額 <u>金</u> 円
- 3. 確定額 <u>金</u> 円
 - ※ 交付決定後に、転出あるいは通学方法の変更があった場合は、速やかに学校長へ 報告してください。

(宛先) 新潟市教育長

申請者(保護者) 住所 氏名

異動報告書

生徒に異動があったため、新潟市長浦地区通学費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記
1. 生徒名
2. 異動年月日 年 月 日
3. 異動内容
ア 校区外転出
イ 通学方法の変更
ウ その他(